クレジット利用に関する規約

(目的)

第1条

本クレジット利用に関する規約(以下「クレジット利用規約」という。)は、申込書に署名又は記名及び押印した者(以下「甲」という)とブランディングテクノロジー株式会社(以下「当社」という)との間の、クレジット支払いに関する契約の成立及び内容等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条

本クレジット利用に関する規約(以下「クレジット利用規約」という。)において、用語の定義は以下に定めるところによる。

(1) 本件クレジット対象商品

別途交わされる依頼書記載の商品名欄記載の商品をいい、本サービス、成果物、広告サイト、本件ソフトウェア、ドメイン (広告サイトをドメインにて表示すること)、サーバ (本件サイト情報をサーバに格納すること)、その他マニュアルをいう。 (2) 本件クレジット契約

甲が本件クレジット対象商品の対価の支払いのために、別途当社が指定するクレジット会社(以下「クレジット会社」と言います。)との間にて締結するクレジット契約をいう。

(クレジット契約)

第3条

- 1. 甲は、本件クレジット対象商品の対価の支払いのために、クレジット会社に対しクレジット契約利用の申し込みを行う。
- 2. 前項のクレジット契約に係る代金分割払手数料、支払回数等は、別途クレジット会社との契約書の記載のとおりとする。
- 3. クレジット会社は、第1項の申込みを受けて甲の信用調査を行い、甲との間でクレジット契約の締結の可否を決定し、その結果を当社に通知し、その後、当社は、甲に対し、当該結果を通知する。
- 4. 前項により、当社がクレジット会社からクレジット契約の締結が可能であるとの通知を受けたときは、当社は、甲に対し、本件クレジット対象商品を納品する。
- 5. 検収後、当社は、クレジット会社に対し、甲より受領したクレジット契約書を提出するとともに、検収が完了した旨を通知する。クレジット会社が本件クレジット契約の契約書の内容及び本件クレジット対象商品が納品されたことを甲に対して確認した後、本件クレジット契約書の契約日欄に契約日を記載したときは、別途本件クレジット契約に定めがある場合を除き、当該記載された日をもって本件クレジット契約が成立する。

(制作着手後の支払義務)

第4条

- 1. 甲は、当社が本件サイトの制作業務を含む本件クレジット対象商品を甲に提供するために必要が業務(以下「本件業務」という。) に着手した以降に本契約を解除する場合、当社が要した費用相当額又は申込書若しくは依頼書記載の金額の2分の1相当額のいずれか当社が指定する金額を支払わなければならない。
- 2. 当社による本件クレジット対象商品の納品完了後、何らかの事情によりクレジット契約が不成立になった場合は、甲は、当社に対し、価格に表示された代金を直接支払わなければならない。
- 3. 本件クレジット契約の成否に関わらず、本件クレジット契約に関しクレジット会社から損害賠償又は違約金等を請求され、当社がこれを支払った場合、当社は甲に対し、当該損害賠償又は違約金等を請求することができる。

(準用規定)

第5条

クレジット利用規約に別段の定めがない条項については、別途甲と当社の間で締結する利用規約又は合意の定めによる。